令和８年度

定期監査等結果報告書

会　　計　　室

選挙管理委員会事務局

いわき市監査委員

８ 監 第 ５８ 号
令和８年10月23日

いわき市議会議長　永山宏恵　様
いわき市長　内田広之　様
いわき市選挙管理委員会委員長　飯間香保子　様

いわき市監査委員　遠藤英子
同　佐藤嘉輝
同　大峯英之
同　西山一美

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項、第２項及び第４項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

１　監査の対象
⑴　会計室
⑵　選挙管理委員会事務局

２　監査実施期間
令和８年８月５日から同年10月16日まで

３　監査の範囲
令和８年４月１日から同年６月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。
⑴　予算の執行
⑵　収入事務
⑶　支出事務
⑷　契約事務
⑸　財産管理事務
⑹　その他

４　監査の対象のリスク
監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。
⑴　随意契約に関する事務
⑵　補助金に関する事務
⑶　現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
⑷　収納に関する事務
⑸　他自治体において、リスクが顕在化した事例等
⑹　前回指摘した事項
⑺　その他

5　監査の方法

会計管理者及び事務局長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6　監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

会計室

＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

＜是正改善を要する事項＞

１　契約事務

契約事務において、地方自治法施行令第167条の２第１項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。

（会計室）

※　文書保管庫機械警備業務委託においては、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号（規則で定める額を超えないもの）を適用し、入札参加有資格者名簿の機械警備業に登録のある市内業者１者と準市内業者１者の２者に参考見積を依頼したが、準市内業者からは「受注ができない」との回答があったことから、市内業者１者のみから見積書を徴し、特命随意契約を締結していた。

しかし、当該名簿には、市内公共施設において機械警備を受託している市外業者が２者登録されているものの、見積徴取の対象としておらず、その合理的な理由が明記されていなかった。

地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の２　地方自治法第234条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二～九　（略）

いわき市財務規則

（予定価格の限度額）

第128条　施行令第167条の２第１項第１号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴～⑸　（略）

⑹　前各号に掲げるもの以外のもの　100万円

（見積書の徴収）

第129条　契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（略）を徴さなければならない。ただし、契約の内容により２人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

＜参考＞

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

（抜粋）５～７ページ

⑶　随意契約により発注する場合の検証事項

（略）特に、特命随意契約（略）については、合理的な理由を明確に示すことが必要です。

（略）次の事項を十分検証の上、随意契約としなければならないかどうかを判断してください。

ア～イ　（略）

ウ　競争性の有無

毎年経常的に発注を行っているもので、同一業者と長年に渡って契約しているものについては、契約金額に変化がなく、価格の競争性が必ずしも確保されていないことを踏まえ、契約更新時においては、安易に前例を踏襲することなく、法令や社会状況の変化、新規業者の参入などにより競争性が生じていないかを確認してください。（以下略）

⑷　業者選定及び見積の徴収について

①～②　（略）

③　１人のみから見積りを徴する場合は、その理由を明記する

（略）１人のみから見積書を徴する場合、「随意契約及び業者選定の理由書」には２人以上から見積書を徴することができない理由を明記してください。

理由は、合理的・具体的・客観的な理由を明確に示すこと。

＜意見又は要望とする事項＞

特定事務（電子請求システムの利用促進について）

【経過】

電子請求システムについては、令和４年度改訂の市ＩＣＴ利活用社会推進計画において新規事業として位置付けされ、請求書のペーパーレス化などによる事業者の利便性向上、支出命令業務及び審査業務の効率化と精度向上による市の事務負担軽減を図ることを目的として、令和７年１月から運用を開始している。その導入に当たっては、システムの構築や改修に一定規模の初期費用を投じており、加えて運用経費（ランニングコスト）として一定の基本料金及び請求件数に応じた１件当たりの従量制料金が毎年度発生している。

【現状】

会計室の試算によれば、電子請求システムと既存の財務会計システムを連携させることにより、通常の紙による請求の作業時間と比較し、電子請求の場合は作業時間が約４割削減できると見込まれるなど、その導入効果は大きいものと認められる。

しかしながら、導入から令和８年６月までの18か月間における電子請求件数は月平均47.8件（合計861件）にとどまり、支出命令件数の月平均約13,000件に対する利用率はわずか0.37％である。これは利用債権者数が14者と少ないことによるものであり、導入以降ほとんど増加していない。令和８年度当初予算においては、月5,000件の利用を見込んでおり、会計室では作業時間を月間667時間削減できると試算しているものの、現状はこれに及ばず、会計室が試算した導入効果は達成困難であり、投じた経費に見合う効果が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。

利用債権者数が少ない要因について、会計室では事業者側の問題として「市との取引件数が多い事業者の中には、請求書出力まで社内システムで完結しているため、別システムによる請求処理は難しい」、「10件以上の一括登録機能を利用する場合、有料オプションが必要であり、事業者にとって負担感がある」と分析している。

【方向性】

地方自治法が掲げる「最小の経費で最大の効果」の原則に照らし、利用率が低迷した状態のままランニングコストを継続して支出することは、予算執行上問題があると言わざるを得ない。会計室においては、導入に係る事業者側の問題を「解消は困難と考えている」とした姿勢に終始するのではなく、利用拡大に向けた実効性のある対策や庁内における利用促進の周知を行うほか、このまま改善が見られない場合は費用対効果を検証し、必要に応じて、他システムの比較検討や、契約の見直し（縮小・撤退等）を含めた抜本的な方向性について検討されたい。

（会計室）

選挙管理委員会事務局

＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。